

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

福島銀行(以下「当行」という。)は、労働衛生活動の一環として新型コロナウイルスの感染又は拡大の防止に関し、次のとおり基本方針を定めました。

1 目的

労働衛生活動を通して、お取引先様の周囲への感染拡大防止と役職員への感染防止に努めることを目的とします。

2 業務上対策

- (1) 当行主催のイベント等は、必要最低限の開催とします。
- (2) 行内の会議等は、対応可能な限りWeb会議とします。
- (3) 外部主催の会議その他の会合へ出席は、原則自粛とします。
- (4) 県外への出張は、原則禁止とします。
- (5) 店頭営業および渉外活動その他の業務で人と接する場合には、原則マスク着用とします。

3 お客さまへの配慮

- (1) お客さまが利用される備品等を清潔に保ち、安心して銀行を利用して頂けるよう努めます。
- (2) 営業店内や会議室等にはお客さまが利用できるアルコール消毒液等を配置します。
- (3) お客さまと面談した後は、適宜備品等の消毒を実施します。
- (4) 役職員のマスク着用の趣旨を正確に伝え、お客様が不快感を抱かれないよう努めます。

4 その他

- (1) 役職員は、日頃より手洗いや咳エチケットの徹底を行います。
- (2) 役職員は、会食その他の集会を当面の間自粛します。
- (3) 役職員は、他の都道府県への往来を当面の間自粛します。尚、往来がある場合は、往来の行動歴を記録するなどし、感染拡大のリスクを最小限にする取組みに努めます。
- (4) 役職員は、出勤前の検温及び体調チェックを励行し、原則 37 度以上(個人差を考慮する)の熱がある場合は、入社せず所属長へ状況を連絡し、自宅待機とします。
- (5) 役職員は、体調不良の場合、入社せず所属長へ状況を連絡し、休暇取得による自宅療養をします。
- (6) 役職員は、休日の過ごし方にも注意をし、感染予防(人ごみなど多くの人の密集する場所、換気の悪い密閉空間及び近距離での密接した会話の三つの密に注意するなど)に努めます。
- (7) 役職員は、厚生労働省が示す新型コロナウイルス感染の疑いがある場合に該当するときは、「帰国者・接触者相談センター」に相談をし、適切なアドバイスを受けるとともに指示に従います。
- (8) 役職員は、新型コロナウイルスに感染した場合、行政又は医師の指示に従います。
- (9) 上記(7)(8)の場合(同居の家族が同じ状況になった場合を含む)、役職員は休日・夜間を問わ

ず、速やかに所属長へ報告し、所属長は速やかに総合企画部へ報告します。

なお、所属長が感染の疑い又は感染した場合は、次席が対応します。

(10) 役職員が新型コロナウイルスに感染した場合は、次の対応とします。

- ① 営業店で役職員本人が新型コロナウイルスに感染した場合、本人および同店役職員は原則自宅待機とします。
- ② 同居する家族が保健所から濃厚接触者と判定された場合も、上記①と同様の対応を原則とします。
- ③ 保健所の指導の下、適切な対応を行います。

5 適用期間

この方針は、制定日から2020年10月31日まで適用します。

附則

2020年2月27日 制定
2020年3月11日 改正
2020年3月26日 改正
2020年4月3日 改正
2020年4月14日 改正
2020年4月20日 改正
2020年5月1日 改正
2020年6月5日 改正
2020年6月30日 改正
2020年7月20日 改正
2020年8月28日 改正
2020年9月29日 改正
2020年10月9日 改正

以上